

## 広陵町教育振興基本計画等策定支援業務委託 仕様書

### 1.業務名称

広陵町教育振興基本計画等策定支援業務委託

### 2.業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3.業務の目的

広陵町教育振興基本計画の計画期間が令和8年度末をもって終了し、広陵町教育大綱についても内容の見直しを必要とすることから、令和9年度から令和13年度までの5か年を計画期間とする第2期広陵町教育振興基本計画(以下「次期計画」という。)及び内容の見直しを行った広陵町教育大綱(以下「大綱」という。)を令和8年度末までに策定する。次期計画及び大綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に規定する国の教育振興基本計画及び奈良県の教育振興大綱に留意し、第5次広陵町総合計画との整合性を図りながら、こども政策と相互に連携を行い、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げた上で、教育分野はもちろん、生涯学習分野についても満遍なく盛り込み本町の実情に応じて定めるものとする。また、次期計画はスポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画を内包した一体的な計画として策定する。

本業務は、現行計画の現状分析・評価及び課題等の整理、児童・生徒や子育て世帯の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するため住民アンケート調査の実施、事業量の推計・目標値の設定、広陵町教育振興基本計画等策定委員会運営支援などを実施し、その結果を踏まえて具体的な教育の方向性を示す実効性のある計画を策定するための各種支援を行うことを目的とする。

### 4. 計画のフレーム

#### (1)大綱の見直し及び次期計画の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に基づく「教育大綱」及び教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」並びにスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定する「地方スポーツ推進計画」

#### (2)計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

## 5. 業務委託内容

### (1) 基礎データの整理及び現状把握と課題分析(令和7年度)

ア. 大綱及び次期計画の策定において検討すべき以下の事項の整理及び研究を行うこと。なお、国、奈良県及び本町が実施している教育・保育及び子ども・子育て支援事業、その他関連施策の現状を把握した上で、課題の整理を行うこと。

- ・第4期教育振興基本計画や第3期奈良県教育振興大綱等、教育振興基本計画にかかる国・県の上位計画
- ・広陵町自治基本条例や第5次広陵町総合計画等の本町が策定している各関連個別計画
- ・こども大綱、第3期広陵町子ども・子育て支援事業計画やこども計画等の緊密に連携を図る必要のある計画
- ・教育に関わる国際的な動向や課題、及び国、県等の動向や課題
- ・各分野の教育に関わる法令等の改正点や新たな法整備等
- ・その他教育に関して必要と思われる事項

イ. 本町の教育行政各分野で実施している既存の調査結果、目標値や進捗状況の点検評価指標等を用い、本町における教育に関する現状の分析と課題の抽出を行うこと。

### (2) アンケート調査(令和7年度)

教育現場や療育現場、家庭や地域コミュニティの状況・考えを把握するために、本町の幼稚園・保育園・こども園、小・中学校の教職員や保護者、住民等を対象に、アンケート調査を実施する。なお、実施に当たっては以下の仕様を基本とするが、対象者数や対象範囲、調査方法、回収率達成のための手法等、より適切な調査設計があれば提案並びに実施することとする。受託者はアンケートフォームの作成、調査票・案内通知・封筒などの発送物の作成・印刷、封入、発送、郵送代の負担、回答データの集計・クロス集計、分析結果のとりまとめを行う。設問設計に当たっては、国が示す新たな教育振興基本計画をもとに、町の現状と課題、社会状況の変化等を踏まえたものとする。

なお、アンケートフォームの作成に当たっては、国、県及び町の各種計画やモデル調査票案を基に本町と協議を行い決定すること。また、アンケート調査にかかる費用は本業務契約金額に含むものとする。

#### ア. 調査対象者

- ① 幼稚園・こども園・小学校・中学校の教職員 約 250 人
- ② 幼稚園(4歳児)・保育園(4歳児)・こども園(4歳児)・小学5年生・中学2年生の保護者 約900人
- ③ 小学5年生・中学2年生の児童生徒 約 650 人

④ 15歳以上の町民 約 1,500人

イ. 実施方法

Web 又は紙によるアンケートを実施する(①から③までについては、学校等を通じてアンケートを実施する。)

ウ. 報告書の作成

アンケートの集計及び分析の結果について、報告書を作成し、令和8年3月25日までにデータで提出する。また、集計結果の速報値を「中間報告」としてデータで提出する。

エ. アンケート調査報告書の作成

アンケート調査報告書を作成する。なお、アンケート調査報告書については、「6. 成果品」に掲げる仕様で納品する。

(3)大綱案及び基本計画案の支援(令和8年度)

(1)及び(2)の結果を反映し、大綱の見直し及び次期計画案を具体的な施策の内容と事業概要を示しながら作成する(計画案の作成に当たっては、整理した課題等に基づき本町の実態に沿った評価指標等の設定を行うこと。)。計画案に対する審議・検討結果等に基づき、計画案を補修正し、計画書、概要版の作成を行う。なお、成果品の作成に当たっては「6. 成果品」に掲げる仕様で作成し納品する。

(4)子ども等からの意見聴取・反映(令和8年度)

こども基本法(令和4年法律第77号)第11条に基づき、計画の策定に際し、子どもの意見を反映させるため意見聴取や対話を行い、計画等に反映させる。対象者や対象者数、聴取の方法、実施時期については、受託者からの提案をもとに協議の上決定することとし、可能であれば子ども以外に、保護者や教育現場など関連するステークホルダー(社会教育団体、民間事業者、NPO 等を含む。)からの意見聴取等も行うこととする。

(5)パブリックコメントの実施支援(令和8年度)

大綱案及び基本計画の改訂案に関して本町が実施する住民向けパブリックコメントについて、必要な資料を作成し、町民等からの意見について対応策の助言・回答案作成の支援等を行う。

(6)策定委員会の運営支援(令和7・8年度共通)

広陵町教育振興基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)が円滑に運営できるよう、策定委員会の開催前に担当課と打ち合わせを行い、資料作成や助言を行う。課題に対し、必要な対応を行うとともに、会議録を作成し、討議結果をその

後の作業に反映させる。

- ① 4～5回程度開催予定
- ② 会議運営にかかる提案
- ③ 資料作成
- ④ 会議への出席(助言・提言等ファシリテーター的役割を含む。)

## 6. 成果品

- (1)新版広陵町教育大綱データ(Word 版、PDF 版)一式
- (2)第2期広陵町教育振興基本計画概要版データ(Word 版、PDF 版)一式
- (3)第2期広陵町教育振興基本計画データ(Word 版、PDF 版)一式
- (4)アンケート調査資料一式
- (5)アンケート調査報告書(Word 版、PDF 版)一式

納期限 令和9年3月20日まで

ただし、(3)については令和8年12月28日までに最終案を提出すること。

(4)(5)については令和8年3月25日までに提出すること。

※いずれも紙媒体の製本については実施せず、データでの納品のみとする。

## 7. その他

- (1)本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度本町との協議を実施し決定するものとする。
- (2)本仕様書に定める内容は、現時点で想定する最低限の内容を示すものであり、国及び県からの通知等に基づき次期計画に記載すべき新たな事項が生じた場合には、当該通知等に準じて対応するものとする。
- (3)業務の遂行に当たり、法令及び広陵町個人情報の管理に関する規程(令和 5 年8月広陵町訓令甲第 2 号)に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこととする。
- (4)本業務における著作権をはじめ、成果品における一切の権利は本町に帰属するものとする。